

取組 3 7 家庭教育を支える教育相談

現状

様々な機関が悩みを抱える子どもや保護者、教職員等からの相談窓口を設けて、迅速かつ専門的に対応しています。

相談窓口	内容	方法	対象	件数(H19)
総合教育センター (子ども教育支援センター)	・子どもの教育にかかわる相談 ・子どもの発達や障害にかかわる相談 ・学校の教育にかかわる相談	電話、FAX、 来所	児童生徒、保護者、教職員等	5,820 件
幼児教育センター	・子育てにかかわる相談 ・保育にかかわる相談	電話、メール、 来所	保護者、教職員等	687 件
生涯学習センター	・育児、健康、学業、対人関係、いじめ等の相談 (家庭教育電話相談「よい子のダイヤル」)	電話	児童生徒、保護者、教職員等	1,992 件
各児童相談所	・18歳未満の子どもに関する相談	電話、メール、 来所	すべての県民	9,201 件
いじめ対策室	・学校における「いじめ問題」の相談	電話、FAX、 メール、来所	児童生徒、保護者、教職員等	743 件
県警少年課 少年育成センター	・非行問題や学校・家庭問題等、少年に関するあらゆる相談	電話、来所	児童生徒、保護者、教職員等	792 件

課題

- ・悩みを抱える子どもや保護者、教職員、県民等が早期に専門的アドバイスが受けられるように、相談窓口を広く周知すること
- ・様々な教育相談に対応するため、相談員の専門性などの資質を向上すること

取組の方向

- ・県のホームページや広報紙で相談窓口を広報し県民に周知します。
- ・子どもや保護者、教職員等がどこに相談してよいか迷わないように、各相談機関や市町村、福祉・医療機関等が連携して相談業務を推進します。
- ・相談員の資質向上を図り、高度で専門的な知識が必要な相談では専門家と連携し解決に当たります。
- ・すこやかサポートファイルを活用し、保護者と関係機関が情報共有し、協働的な相談支援を行います。

主な事業の概要

事業の概要	担当部署
・相談窓口の周知 県ホームページや広報紙での広報を通じて、悩みを抱える子どもや保護者、教職員、県民等に相談窓口の周知を行う。また、いじめ相談については、各家庭に「いじめ相談カード」を配布しています。	総合教育センター
・「すこやかサポートファイル」の活用 保護者と担任や相談・療育担当者などが子どもの実態や目標、支援の方法などを記載した「すこやかサポートファイル」を作成し、協働的な相談・療育支援をめざします。	総合教育センター

達成目標

悩みを抱える子どもや保護者、教職員等に対する迅速かつ適正な相談支援の推進